**令和７年度尼崎市グリーンビークル普及促進事業費補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、地球温暖化問題及び大気汚染問題の対策として、環境負荷の低減に寄与するグリーンビークルの普及促進を図るため、尼崎市グリーンビークル普及促進事業費補助金の交付手続き等について必要な事項を定める。

（補助対象事業等）

第２条　補助対象事業及び補助金の額等は、別表1及び2に掲げるとおりとする。

２　市長は、この要綱に基づき、予算の範囲内において、補助対象事業者に対して補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）の一部を補助するものとする。

（用語の定義）

第３条　この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

1. 「グリーンビークル」とは、電気自動車、燃料電池自動車をいう。
2. 「リース事業者」とは、借受人を自動車の使用者として自家用自動車又は事業用自動車の貸渡しを業とする者をいう。
3. 「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている四輪自動車（自動車車検証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているものを除く。）をいう。
4. 「小型自動車」とは、道路運送車両法施行令で定められたサイズの範囲に該当する四輪自動車（トラックを除く）をいう。
5. 「軽自動車」とは、道路運送車両法施行令で定められた車体サイズの範囲内にあり、モーターの定格出力が20kW以下の四輪自動車（トラックを除く）をいう。
6. 「普通自動車」とは、道路運送車両法施行令で定められた普通自動車の車体サイズに該当する四輪自動車（トラックを除く）をいう。
7. 「燃料電池自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る四輪自動車をいう。
8. 「電気タクシー」とは、電気自動車であって、タクシー（道路運送法第３条第１号ハに規定の一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下の車両をいう。ハイヤーも含む。）として導入する車両をいう。
9. 「燃料電池タクシー」とは、燃料電池自動車であって、タクシー（道路運送法第３条第１号ハに規定の一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員10人以下の車両をいう。ハイヤーも含む。）として導入する車両をいう。
10. 「補助対象事業完了の日」とは、補助対象事業に係る車両の登録日をいう。

（交付申請）

第４条　補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、令和8年1月30日（金）までに、補助金交付申請書（様式第１号）を市長へ提出しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、申請者であって、令和7年度4月1日（火）から令和7年12月26日（金）までの間に、グリーンビークルの新車新規登録をしたものは、補助対象事業完了の日（当該日がこの要綱の施行日前の場合にあっては、この要綱の施行日）から60日を経過する日（当該日が休日に当たる場合はその前日）までに補助金交付申請兼実績報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

３　前２項の場合において、市長が別に補助金交付申請書等の提出期限を定める場合は、その期限によることとする。

（交付決定及び通知）

第５条　市長は、前条第１項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、別表1又は2の定めるところにより補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

２　市長は、前条第２項の規定による補助金交付申請兼実績報告書の提出があったときは、速やかに当該申請書を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、別表1又は2の定めるところにより交付決定及び額の確定を併せて行い、補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定及び額の確定を行うものとする。

３　前２項の補助金の交付決定は、交付申請書を受理した順に、予算の範囲内で行うものとする。ただし、補助金申請額の総額が予算の範囲を超えた日に複数の交付申請書を受理した場合、別途定める方法により抽選を行い、交付対象とする申請者を決定し、交付決定を行うものとする。

４　市長は、交付決定について、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すことができるものとする。

（交付申請の取下げ）

第６条　交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の内容、又はその条件に不服があることにより、当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して20日を経過する日（当該日が休日に当たる場合はその前日）までに、補助金交付申請取下届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の計画変更の承認申請）

第７条　交付決定者（第５条第２項の規定により、交付決定を受けた者を除く。以下、次条から第１１条までにおいて同じ。）は、補助対象事業の内容、又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、あらかじめ補助対象事業計画変更承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の中止又は廃止の承認申請）

第８条　交付決定者は、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故報告）

第９条　交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに補助対象事業事故報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第１０条　交付決定者は、補助対象事業完了の日から遅滞なく、また、令和8年3月31日（火）の午後5時までに、補助対象事業実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第１１条　市長は、前条の規定による補助対象事業実績報告書の提出があったときは、速やかに当該報告を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表1又は2に定めるところにより交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第10号）により補助金の額の確定について交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払い）

第１２条　前条の通知又は第５条第２項の通知を受けた交付決定者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書（様式第11号）を速やかに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による補助金支払請求書の提出があったときは、その内容が適正であることを確認したうえ、補助対象事業者に補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第１３条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

⑶　補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

⑷　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

⑸　この要綱の目的に反して補助対象車を使用したとき。

⑹　第１５条の規定による報告等について、正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避したとき。

⑺　法令又は条例等に違反したとき。

⑻　尼崎市暴力団排除条例に規定する第２条第２号から第４号までに該当するとき。

⑼　暴力団等の利益になるとき。

⑽ 尼崎市が実施する他事業「地域通貨を活用したクールチョイスの促進事業」において、エコカーの購入に係るあま咲きコイン付与を受けたとき。

（補助金の返還）

第１４条　市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（事業に係る報告等）

第１５条　市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助対象事業について随時報告を求め、又は指導及び調査することができるものとする。

（事業完了後の監査）

第１６条　市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助対象事業の適否及びその成果に関し、監査できるものとする。

（財産処分の制限）

第１７条　交付決定者は、補助対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的運用を図らなければならない。

２　交付決定者は、別表1又は2に掲げる財産処分制限期間を経過するまでは、取得財産を譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

３　交付決定者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

４　市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち同条第２項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により利益（当該処分により得た収入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生じる残額）が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることとする。

（帳簿の保存義務）

第１８条　交付決定者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業完了の日から5年間保存しなければならない。

（細目）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は市長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

別表１

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業名 | 運送事業者向けグリーンビークル普及促進事業 |
| 補助対象事業 | 電気トラック、電気バス、電気タクシー、燃料電池タクシーの導入 |
| 補助対象車両 | １　電気タクシー  ２　燃料電池タクシー |
| 補助対象  事業者 | 補助対象事業者  次のいずれにも該当する者とする。  １国の補助金（脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業））の交付を受けている者  ２　次の⑴,⑵のいずれかに該当する者とする。ただし、尼崎市内に事務所又は事業所を有する者であり、かつ、当該補助により導入する車両の使用の本拠が尼崎市内にある場合に限る。   1. タクシーを事業の用に供する者 2. ⑴にタクシーの貸渡し（リース）を業とする者 |
| 補助対象経費 | 導入自動車の車両本体価格 |
| 補助金の額 | １　電気タクシー　　　　　　　10万円  ２　燃料電池タクシー　　　　　60万円 |
| 補助金の  額の確定 | 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。  １　補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金の額  ２　補助金交付決定額（交付決定額を変更した場合にあっては、当該変更後の額） |
| 財産処分制限 | １　電気タクシー　　　　　　　　3年  ２　燃料電池タクシー　　　　　　3年 |

備考

１　補助対象経費に係る消費税は、補助対象としない。

２　補助金交付決定額及び補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業名 | 一般事業者向けグリーンビークル導入補助事業 |
| 補助対象事業 | 主として営業等、事業活動において活用するグリーンビークルの新車導入  （自動車検査証に記載される用途が乗用又は貨物であるものに限る。） |
| 補助対象車両 | １　電気自動車  ２　燃料電池自動車  なお、リースの場合はリース車両の使用者が申請者となり、リース期間が財産処分制限期間以上であること。 |
| 補助対象  事業者 | 次のいずれにも該当する者であること。  １　以下の⑴～⑼に掲げるいずれの項目にも該当しない個人若しくは法人の事業者とする。  ⑴ 公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人  ⑵ 電気事業者（「日本標準産業分類」における小分類331に分類される 事業者であって、電気自動車を購入する場合に限る。）  ⑶ 水素ガス事業者（「日本標準産業分類」における中分類34に分類され、水素ガスを取り扱っている事業者であって、燃料電池自動車を購入する場合に限る。）  ⑷ 自動車製造業者（「日本標準産業分類」における細分類3111及び3112に分類される事業者）  ⑸ 自動車卸売業者（「日本標準産業分類」における細分類5421に分類される事業者）  ⑹ 自動車小売業者（「日本標準産業分類」における細分類5911及び5912に分類される事業者）  ⑺ 総合リース事業者（「日本標準産業分類」における細分類7011に分類される事業者であって、上記⑴～⑹に対してリースするためにグリーンビークルを購入する場合に限る。）  ⑻ 自動車賃貸業者（「日本標準産業分類」における細分類7041に分類される事業者であって、上記⑴～⑹に対してリースするためにグリーンビークルを購入する場合に限る。）  ⑼ その他グリーンビークル導入補助に当たり不適当と認められる事業者等  ２　尼崎市内に事務所又は事業所を有する者  ３　当該補助により導入する車両について、使用の本拠が尼崎市内にある者 |
| 補助対象経費 | 車両本体価格 |
| 補助金の額 | １　電気自動車  小型及び軽自動車　　10万円  普通自動車　　　　　15万円  ２　燃料電池自動車　　　　60万円 |
| 財産処分制限 | １　電気自動車　　　　　　4年  ２　燃料電池自動車　　　　4年 |

備考

　１　補助対象経費に係る消費税は、補助対象としない。

　２　補助対象事業については、一般社団法人次世代自動車振興センターの補助金の対象となる車両であること。